

# 学校において予防すべき感染症による出席停止について

## ◆◆◆◆◆ 感染症の種類 ◆◆◆◆◆

学校保健安全法施行規則に定められている学校において予防すべき感染症は次のとおりです。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)中東呼吸器症候群、(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、 <small>他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</small>	
第2種	インフルエンザ <small>特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く</small>	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで <b>※ 治癒証明書不要 「インフルエンザ罹患報告書」を提出</b>
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状(発熱・咽頭炎・結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症 <small>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る</small>	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで <b>※ 治癒証明書不要 「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を提出</b>	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

## ◆◆◆◆◆ 出席停止の手続き ◆◆◆◆◆

連絡

上記の表に示している病気に感染、感染の疑い・感染の可能性が生じたときと診断を受けた場合は、速やかに担任へ連絡してください。出席停止を指示します。

療養

医師の指示に従い感染のおそれなくなるまで、家庭療養を行ってください。インフルエンザの場合は体温を記録してください。

治癒証明書または  
インフルエンザ罹患報告書または  
新型コロナウイルス感染症罹患報告書

感染のおそれなくなりましたら、医師に「治癒証明書」を依頼してください。  
**※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合 治癒証明書は不要です。**  
**「罹患報告書」を保護者が作成してください。**

登校

登校時「治癒証明書」または「インフルエンザ罹患報告書」  
または「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を持参し、担任に提出してください。

☆ 「治癒証明書」「罹患報告書」などの様式は本校 HP からダウンロードできます。

☆ その他の感染症については地域の流行状況等により、出席停止になる場合があります。

診断された感染症名は上記にないものも、必ず学校に連絡してください。